7　「防止措置」とは、いずれかの者が汚染損害を防止し、又は最小限にするため事故の発生後にとる合理的な措置をいう。

8　「事故」とは、一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であって、汚染損害を生じさせるもの又は汚染損害を生じさせる重大なかつ急迫した脅威をもたらすものをいう。

9　「汚染損害」とは、次の損失又は損害をいう。

(a)　船舶からの燃料油の流出又は排出（その場所のいかんを問わない。）による汚染によって当該船舶の外部において生ずる損失又は損害。ただし、環境の悪化について行われる賠償（環境の悪化による利益の喪失に関するものを除く。）は、回復のための合理的な措置であって実際にとられた又はとられるものの費用に係る賠償に限る。

(b)　防止措置の費用及び防止措置によって生ずる損失又は損害

10　「船舶の登録国」とは、登録されている船舶については当該船舶が登録されている国をいい、登録されていない船舶については当該船舶の旗国をいう。

11　「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰに定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数をいう。

12　「機関」とは、国際海事機関をいう。

13　「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条　適用範囲

この条約は、次のものについてのみ適用する。

(a)　次の領域及び水域において生ずる汚染損害

(i)　締約国の領域（領海を含む。）

(ii)　国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定していない締約国については、当該締約国が国際法に従って決定する水域であって、当該締約国の領海に接続し、かつ、当該締約国の領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないもの

(b)　(a)に規定する汚染損害を防止し、又は最小限にするための防止措置（とられる場所のいかんを問わない。）

第三条　船舶所有者の責任

1　事故の発生の時における船舶所有者は、3及び4に規定する場合を除くほか、船舶内の燃料油又は船舶から流出し、若しくは排出される燃料油によって生ずる汚染損害について責任を負う。ただし、事故が同一の原因による一連の出来事から成る場合には、最初の出来事の発生の時における船舶所有者が責任を負う。

2　二以上の者が1の規定に従って責任を負う場合には、これらの者は、連帯して責任を負う。

3　船舶所有者は、次のいずれかのことを証明した場合には、汚染損害について責任を負わない。

(a)　汚染損害が、戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的で不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によってもたらされたこと。

(b)　汚染損害が、専ら、損害を生じさせることを意図した第三者の作為又は不作為によって生じたこと。

(c)　汚染損害が、専ら、灯台その他の航行援助施設の維持について責任を有する政府その他当局のその維持についての過失その他不法の行為によって生じたこと。

4　船舶所有者は、汚染損害を被った者の作為若しくは不作為（損害を生じさせることを意図したものに限る。）又は過失によって当該汚染損害の全部又は一部がもたらされたことを証明した場合には、当該者に対する責任の全部又は一部を免れることができる。

5　汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づく場合を除くほか、船舶所有者に対して行ってはならない。

6　この条約のいかなる規定も、船舶所有者がこの条約との関係を離れて有する求償権を害するものではない。

第四条　適用除外

1　この条約は、民事責任条約に定義する汚染損害については、適用しない（当該汚染損害についての賠償が民事責任条約に従って支払われるか否かを問わない。）。

2　この条約は、3に規定する場合を除くほか、軍艦、軍の補助艦及び国が所有し、又は運航する他の船舶であって政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、適用しない。

3　締約国は、この条約を2に規定する軍艦その他の船舶について適用することを決定することができる。この場合には、当該締約国は、事務局長に対し、その適用の条件を明示した通告を行う。

4　締約国が所有する船舶であって商業的目的に使用されているものに関しては、各締約国は、第九条に規定する管轄権の下での訴訟に服するものとし、主権国家としての自国の地位に基づく全ての抗弁の権利を放棄する。

第五条　二以上の船舶が関係する事故

二以上の船舶が関係する事故が生じ、これによって汚染損害が生じた場合には、関係する全ての船舶の船舶所有者は、第三条の規定に基づいて責任を負う。ただし、合理的に分割することができない汚染損害の全体につき連帯して責任を負う。

第六条　責任の制限

この条約のいかなる規定も、船舶所有者及び保険その他の金銭上の保証を提供する者が千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約（その改正を含む。）等の適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。

第七条　強制保険その他の金銭上の保証

1　総トン数が千トンを超え、かつ、締約国に登録されている船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額（いかなる場合にも、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約（その改正を含む。）に従って計算される額を超えない額とする。）において汚染損害についての自己の責任を担保するため、保険その他の金銭上の保証（銀行又はこれに類する金融機関の保証等）を維持しなければならない。

2　保険その他の金銭上の保証がこの条約に従って効力を有していることを証明する証明書は、1に定める要件が満たされていることが締約国の適当な当局によって確認された後に、各船舶に対して発給される。締約国に登録されている船舶については、当該証明書は、船舶の登録国の適当な当局により発給され、又は公認される。締約国に登録されていない船舶については、当該証明書は、いずれかの締約国の適当な当局により発給され、又は公認されることができる。当該証明書については、この条約の附属書に定める様式によるものとし、次の事項を記載する。

(a)　船名、船舶番号又は信号符字及び船籍港

(b)　登録所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地

(c)　国際海事機関船舶識別番号

(d)　保証の種類及び期間

(e)　保険者その他の保証を提供する者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地並びに適当な場合には保険契約又は保証契約が行われた営業所の所在地

(f)　証明書の有効期間（保険その他の保証の有効期間を超えないものとする。）